

標準処理期間の設定について

東村農業委員会は農地法第3条許可の事務処理について、申請書受付から許可までの標準処理期間を以下のように定め、迅速な事務処理による行政サービスの向上に努めています。

根 拠 法 令		標準処理期間
農地法	第3条第1項（知事許可事案）	45日
	第3条第1項（農業委員会許可事案）	25日